

各位

会 社 名 株式会社 ミダックホールディングス 代表 者名 代表取締役社長 加藤 恵子 (コード番号:6564 東証プライム・名証プレミア) 問合せ先 取締役経営企画部長 髙田 廣明 電話番号 053-488-7173

当社子会社に対する上告の提起及び上告受理申立てに関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社ミダックが運営する浜松市浜名区の管理型最終処分場奥山の杜クリーンセンターの施設設置許可処分取消訴訟(以下「本件訴訟」という。)に関して、2025年2月12日付「施設設置許可処分取消訴訟(控訴審)の判決に関するお知らせ」で公表しましたとおり、同日、東京高等裁判所より、被控訴人である浜松市・株式会社ミダックの主張を全面的に認め、控訴を棄却する旨の判決の言渡しがありました。

そして、2025年3月11日、東京高等裁判所より、上告提起通知書、上告受理申立通知書及び上告状兼上告受理申立書(以下「本書面」という。)の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 上告の提起及び上告受理申立てについて

(1)裁判所: 最高裁判所

(2) 上告日 : 2025年2月26日

(3) 上告人 : 浜松市浜名区引佐町に居住する地元住民4名

(4) 本書面送達日 : 2025年3月11日

2. 上告の提起及び上告受理申立てに至るまでの経緯

本件訴訟に関しましては、2020年8月24日付「施設設置許可処分取消訴訟への補助参加に関する お知らせ」にて公表しましたとおり、株式会社ミダックは被告浜松市の補助参加の要請に応え「補助 参加人(民事訴訟法第42条)」として、その後「第三者の訴訟参加(行政事件訴訟法第22条第1 項)」が認められ、本件訴訟に関与してまいりました。

そして、2024年2月29日付「施設設置許可処分取消訴訟の判決に関するお知らせ」で公表しましたとおり、静岡地方裁判所より、①原告(提訴人)の請求を棄却する、②訴訟費用は原告(提訴人)の負担とする判決の言渡しがありました。

その後、控訴人らは 2024 年 2 月 29 日に静岡地方裁判所が出した判決の全部に不服があるとして 控訴を提起したものでありますが、2025 年 2 月 12 日付「施設設置許可処分取消訴訟(控訴審)の判 決に関するお知らせ」で公表しましたとおり、東京高等裁判所より、①本件各控訴をいずれも棄却す る、②控訴費用は控訴人らの負担とする旨の判決の言渡しがありました。

しかし、控訴人らは控訴審判決の全部に不服があるとして上告の提起及び上告受理申立てをした ものです。

- 3. 上告の提起及び上告受理申立てを行った者(上告人) 浜松市浜名区引佐町に居住する地元住民4名
- 4. 上告及び上告受理申立ての内容
 - (1) 控訴審判決の表示

主文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。
- (2) 上告の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

- (3) 上告受理申立の趣旨
 - 1 本件上告を受理する。
 - 2 原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。
- (4) 上告兼上告受理申立の理由 追ってそれぞれの理由書を提出する。

5. 今後の見通し

当社は、控訴審判決が妥当な判断であると考え、本件上告に理由はないとの立場を取っており、本書面に関しては内容を精査したうえで適切に対処してまいります。なお、本件上告による現時点での当社の業績等への影響は見込んでおりませんが、今後開示すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上